

第3 運営推進会議について

議題3

指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）等に基づき設置・運営される運営推進会議について、開催頻度を緩和することとしたため報告する。

1 運営推進会議に関する基準

(1) 指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準

利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該地域密着型サービス事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、当該地域密着型サービスに知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、概ね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 変更内容

(1) 現行

	サービス種類	会議名	開催頻度
1	認知症対応型共同生活介護	運営推進会議	2月に1回以上
2	地域密着型特定施設入居者生活介護	運営推進会議	2月に1回以上
3	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	運営推進会議	2月に1回以上
4	小規模多機能型居宅介護	運営推進会議	2月に1回以上
5	看護小規模多機能型居宅介護	運営推進会議	2月に1回以上
6	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護・医療連携推進会議	3月に1回以上

(2) 変更後（平成28年4月以降）

	サービス種類	会議名	開催頻度
1	認知症対応型共同生活介護	運営推進会議	3月に1回以上
2	地域密着型特定施設入居者生活介護	運営推進会議	3月に1回以上
3	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	運営推進会議	3月に1回以上
4	小規模多機能型居宅介護	運営推進会議	3月に1回以上
5	看護小規模多機能型居宅介護	運営推進会議	3月に1回以上
6	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護・医療連携推進会議	3月に1回以上
7	認知症対応型通所介護	運営推進会議	6月に1回以上
8	地域密着型通所介護	運営推進会議	6月に1回以上

3 変更に係る経緯

(1) 小規模な通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行

移行予定事業所数：164事業所（平成28年3月1日時点）

運営推進会議回数：328回（164事業所×2回／年）

(2) あんしんケアセンターの負担増

運営推進会議の構成委員の中には、市の職員又は地域包括支援センター職員が含まれているが、本市においては事業所数が膨大であるため、運営推進会議の参加については、あんしんケアセンターへ委託している。

【現行と改正案の比較】

	現行	対策なし	改正案	現行との差
一番多い圏域	78回	108回	82回	4回
圏域の平均	30回	44回	34回	4回

4 参考

(1) 条例委任する場合の基準設定の類型

	従うべき基準	標準とする基準	参酌すべき基準
法的効果	「従うべき基準」に従わなければならない。	「標準とする基準」を標準とする範囲内でなければならない。	「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない。
異なるものを定めることの許容の程度	「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。	「標準とする基準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容される。	「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容される。

(2) 運営推進会議に係る基準設定の類型

指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準第1条第6号において、運営推進会議に係る基準については、市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準とされている。

(3) 全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議 (H27. 12. 22 開催) 資料についてのQ & A

(問) 地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護の運営推進会議については、「複数の地域密着型サービスの事業所を併設している場合には、まとめて運営推進会議を開催することも可能である。」とされているが、これ以外にまとめて開催することは可能か。(例) 同一地域の事業所との合同開催

- (答) 1 地域密着型通所介護等の運営推進会議については、他の地域密着型サービスと同様、複数の事業所が合同で開催することは、利用者のプライバシーの確保の観点から、原則として、認められないこととし、複数の地域密着型サービスの事業所を併設している場合に限って、まとめて運営推進会議を開催することも可能としています。
- 2 このため、プライバシー確保の観点からは、同一地域の事業所との合同開催など認められません。
- 3 なお、事務負担の軽減を図る趣旨であれば、運営推進会議について、同一地域の事業所との合同開催などによる対応はできないが、市町村の条例(※)で概ね6月に1回以上としている開催回数を更に緩和することは可能であるので、市町村において必要に応じてご検討ください。

※ 運営推進会議の開催回数等は、地方自治体が十分に参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定める「参酌すべき基準」である。